

ヘルシーユース がごしま

No.22

有害環境から青少年を守りましょう！



～ 青少年を健全に育てるのは大人の責任です ～

次代の鹿児島を担う青少年が健全に育っていくことは、県民全体の願いです。
そのためには、「青少年は地域で育む」、「青少年育成は大人の責任」という観点に立ち、
子どもを取り巻く社会環境を見直し、整備していく姿勢が求められています。

ふるさと 郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は	青少年育成の日	【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は	家庭の日	【家族のふれあいの促進】
毎月19日は	育児の日	【家庭・地域・職場で子育てを応援】

青少年への有害図書等の販売等禁止！

図書等取扱い業者は

青少年にとって有害な図書等を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させては
いけません。（鹿児島県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第9条第7項）

※「青少年」とは、6歳から18歳に達するまでの者をいいます。

【罰則】 青少年に有害図書等を販売、貸付、閲覧又は視聴させた業者は、20万円以下の罰金又は科料

有害図書等取扱い店は、次の取組をしてください。

◎ 一般図書との区分した陳列を！（条例第10条第1項）

隔離する方法



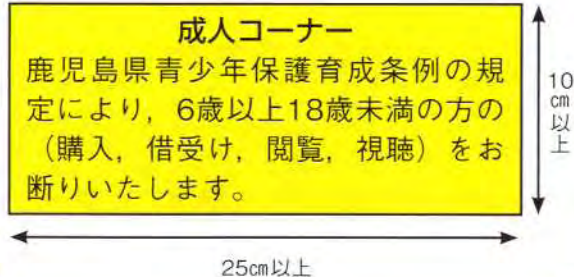
一般図書の棚と離す方法



仕切り板で仕切る方法



◎ 成人コーナーには、次の表示を！ （条例第10条第2項）



◎ 有害図書等には、紐かけや包装を！



業者の皆様へ

最近では、女性向け雑誌で有害図書に該当するもの（レディースコミック等）や表紙だけでは分からない有害な漫画・雑誌が増えています。内容を確認するとともに、一般の図書と区分して陳列し、青少年が手に取ったり、購入したりすることがないようにしてください。

※ 有害図書等の指定状況を、鹿児島県ホームページに掲載しています。参考にしてください。
（県ホームページ > 健康・福祉 > 青少年・子ども > 青少年環境づくり > 有害図書等の指定）

青少年からの物品の買受け制限！

青少年が、遊興のための金銭を調達するため、また万引きした商品を現金化するために、中古書籍店やリサイクル店等を利用する事例が増えています。

古物業者や質屋は

保護者の委託や同意がない場合は、青少年から物品を質受けしたり、買受け等したりしてはいけません。(条例第20条, 第21条)

【罰則】 青少年から質受け又は古物等の買受け等違反は、10万円以下の罰金又は科料

確実に年齢確認をしてください。

【年齢確認方法例】

- ・ 運転免許証, 健康保険証等による確認
- ・ 会員証の作成, 提示



青少年であることが分かった場合は

保護者の同意を確認

【確認の方法例】

- ・ 保護者同伴による確認
- ・ 保護者への電話による確認
- ・ 保護者による確実な同意書による確認

買い受けの拒否



入口やレジの見やすい場所に買受け制限等の表示を！

【表示の例】

18歳未満の方の買受けは、保護者への電話による確認を行います。

18歳未満の方の買受けは、お断りいたします。

保護者の皆様へ

- 親が把握していない物品を、子どもが持っていますか。
- 業者が青少年から本・DVD等を買受けする場合は、保護者の同意が必要です。同意書だけで済ませるのではなく、できるだけ同伴してください。

青少年の深夜外出をなくそう！

深夜はいかいは、喫煙、飲酒、薬物乱用等の様々な非行の原因につながり、また、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分にあります。

鹿児島県青少年保護育成条例（条例第6条）では、青少年の深夜はいかひ等を防止するため、次のような制限を行っています。

深夜外出の制限

保護者は

特別な理由がある場合を除いて、深夜に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。

大人は

深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するよう指導しなければなりません。

また、保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

【罰則】 青少年を深夜に連れ出し等した者は、10万円以下の罰金又は料料



興行場等への深夜の立入制限



興行者等は

深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません。（条例第7条第1項）

※ 興行場等とは、映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックスやインターネットカフェ等をいいます。

【罰則】 青少年を深夜に興行場等へ立ち入らせた興行者等は、20万円以下の罰金又は料料

入口の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨の表示が義務づけられています。

（条例第7条第2項、同施行規則第3条第2項）

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年を立ち入らせることが禁止されておりますので、6歳以上18歳未満の方の立入りをお断りいたします。

70cm以上

30cm以上

保護者の皆様へ

- 保護者同伴でも、青少年は興行場等に深夜の立入りはできません。
- 興行場等では、自主的に青少年の入場制限時間を設けているところがあります。ご協力をお願いします。

青少年への有害な刃物・がん具空気銃等の販売禁止！

がん具刃物等販売店は

有害ながん具刃物等を青少年に販売してはいけません。(条例第12条第6項)

【罰則】 青少年に有害がん具刃物等を販売した業者は、20万円以下の罰金又は料料



有害な刃物

鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもので、刃体の長さが6cmを越えるナイフ
(ただし、果物ナイフ、カッターナイフは除く。)

例えば

■ サバイバルナイフ



■ ナックルナイフ



■ バタフライナイフ



※ このほか、多様な形状・名称のナイフがありますので、ご確認ください。

有害ながん具空気銃等

がん具空気銃等で、一定の機能を有するもの

一定の機能とは



※ 業界団体の自主規制では、6mmBB弾の場合0.135ジュール以下を条例に適合するとしており、検査に合格した製品には、「全国青少年健全育成条例適合品」の安全シールを貼付しています。

業者の皆様へ

- 運転免許証等により、確実に年齢確認をしてください。
- レジ等の見やすい場所に、青少年への有害がん具刃物等の購入禁止の表示をお願いします。

保護者の皆様へ

- 青少年に危険なナイフやがん具空気銃等を買わせない、持たせないようにしましょう。
- がん具空気銃等の製品箱には、「全国青少年健全育成条例適合品」の安全シールや対象年齢の表示がしてありますので、確認をしてください。

フィルタリングを設定しよう！

Q1 子どもに「携帯電話を買って」とせがまれます。

「友だちが持っているから」「ご褒美に」などの理由だけで、安易に買い与えてはいけません。携帯電話は子どもを夢中にさせてしまう楽しい機能があるとともに、有害サイトや悪意のある大人と接触する危険性もあります。本当に必要なか、何のために使うのかを話し合うことが大切です。



Q2 フィルタリングについて教えてください。

フィルタリングは、インターネットの情報を常に一定の基準で判別し、子どもにとって有害な情報の閲覧を制限する最も有効な方法です。フィルタリングは、大きく分けてホワイトリスト方式とブラックリスト方式の2種類があります。年齢に合わせて選択するといでしょう。

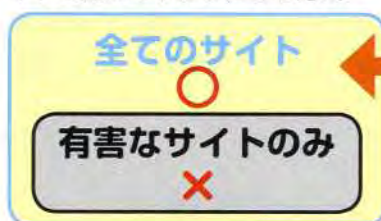
ホワイトリスト方式

子供に安心して見せられる健全なサイトのみ選出し、それ以外は見られないようにする方式



ブラックリスト方式

「出会い」や「アダルト」、「違法薬物」など、子どもにとって有害なサイトを選び出し、それらのサイトを見せないようにする方式



その他に、インターネットを使用する時間を制限できる機能があります。フィルタリングと合わせて設定すると効果的です。

● 24時間接続させない機能

インターネット機能は、子どもに必要なという方に最適です。

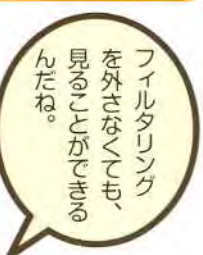
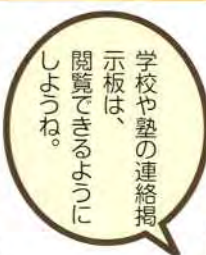
● 使用する時間帯を制限する機能

インターネットを使用できる時間帯を設定することができ、深夜に子どもがアクセスする心配がありません。



Q3 子どもが部活動や塾の掲示板等を見ることができないので、フィルタリングを外してといいます。どうしたらいいでしょうか。

フィルタリングを設定していても、自分に必要なサイトを個別に選んで閲覧できるようにする機能があります。子どもの経験や理解度、必要性に合わせて、利用の幅を広めていくことができます。詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。



家庭でルールを作りましょう！

Q4 子どもが携帯電話を持つので、約束事を決めたいのですが。

生活習慣が乱れたり、携帯電話が高価で危険な「遊び道具」とならないようにするために、家族でルールについて話し合い、携帯電話を持つ責任を自覚させることが大切です。

1 必ずフィルタリングを設定する。

- 例・年齢に応じたフィルタリングを選ぶ。
・料金制限を設定する。

2 利用時間を決める。

- 例・食事中は使わない。
・夜〇時になったら使用をやめる。
・1日〇時間以上利用しない。



3 使う場所を決める。

- 例・携帯電話を自分の部屋で使わない。
・充電器はリビングに置く。
・学校には持って行かない。

4 使用方法について決める。

- 例・自分や友だちの個人情報を書き込まない。
・メールや掲示板に友だちの悪口を書かない。
・ネットで知り合った人と絶対に会わない。

Q5 ネットいじめやトラブルにあったときの相談窓口を教えてください。

- 警察相談ダイヤル (24時間受付)
#9110 (全国统一ダイヤル)
- かごしま教育ホットライン24 (24時間受付)
☎0120-783-574 (フリーダイヤル)
☎099-294-2200 (直通)
- 国民生活センター／消費生活センター
☎0570-064-370
- 迷惑メール相談センター
☎03-5974-0068



携帯電話販売店の皆様へ

- 購入者に対して、インターネットの危険性、フィルタリングの必要性や設定内容等について、きちんと説明してください。
- 契約者側がフィルタリング解除を申し出てきた場合は、保護者の確実な同意の確認をするとともに、解除について再考するように促してください。

かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター)

子ども・若者に関する相談に対し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門の関係機関・団体などを案内・紹介する総合相談窓口です。

自立や社会参加に不安や悩みを抱える本人やその保護者等の方は、まずは、お気軽にご相談ください（相談は無料です）。

- 【場 所】** 鹿児島県青少年会館 2階
(鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号)
- 【相談時間】** 火曜日から日曜日までの午前 10 時から
午後 5 時まで
(月曜日、年末年始 (12/28 ~ 1/4) は休業日)
- 【相談スタッフ】** 社会福祉士、精神保健福祉士、心理士などの
資格やスクールカウンセラーなどの経験のある
相談員が対応します。



電話・面接（要予約）・メールでの相談を受け付けています。どうぞご利用ください

【電話番号】 099 - 257 - 8230

【メールアドレス】 soudan-center@hello.odn.ne.jp

なお、センターだけでは対応が困難な案件については、様々な関係機関・団体で構成される「かごしま子ども・若者支援地域協議会」と緊密な連携を図りながら、専門性を生かし、発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

※ このセンターは県が設置し、県青少年育成県民会議に委託して運営するものです。

所在地の案内



青少年国際交流事業～素晴らしい出会いと感動！

世界各国の青少年との交流を通して、相互理解と友情を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養い、国際化の進む社会で活躍できる青少年の育成を目指しています。

	事業名	訪問国	実施期間	対象	募集人員	募集期間
鹿児島県	ユースウイングかごしま	韓国	平成23年8月～9月 (6日間)	20歳～おおむね30歳	10人	平成23年4月～5月
	鹿児島県青少年海外ふれあい事業	香港, シンガポール	平成24年10月 (12日間)	高校生～おおむね30歳	15人	平成24年4月～6月
内閣府	国際青年育成交流	アジア諸国等	平成23年9月 (18日間)	18歳～30歳	全国 10人	平成23年 2月～4月上旬
	日本・中国青年親善交流	中国	平成23年9月 (15日間)	18歳～30歳	全国 25人	
	日本・韓国青年親善交流	韓国	平成23年9月 (15日間)	18歳～30歳	全国 25人	
	世界青年の船	大洋州地域2カ国	平成24年1月～3月 (41日間)	18歳～30歳	全国 140人	
	東南アジア青年の船	東南アジア	平成23年10月～12月 (52日間)	18歳～30歳	全国 40人	
	青年社会活動コアリーダー養成プログラム	欧州等	平成23年10月 (10日間)	23歳～40歳	全国 24人	

※ 内閣府の訪問国及び日程は、諸事情により変更になることがあります。

※ 《問い合わせ》 青少年男女共同参画課 TEL 099-286-2557